

## 部会に属すべき臨時委員の承認について

### 【関係法令】

社会保険医療協議会令(平成十八年十二月六日政令第三百七十三号)

(部会)

第一条

(中略)

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。

(以下略)

### 令和7年12月1日に委嘱された臨時委員が属すべき部会(案)

代表区分		氏名	属すべき部会
支払側	保険者代表	たかはしよしこ 高橋佳子 敬称略	新潟部会

⇒